第四十七条の二第四項中「の所在地」の下に「（当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第四十八条とする。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項及び第三十三条中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十二号

株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第二条の九第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四十五条第二項」を「第四十五条第一項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

2　法附則第二条の六第一項の危機対応準備金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、同条中「第四十五条第一項」とあるのは、「第四十五条第一項又は附則第二条の八」とする。

（納付の手続）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九十四条、第二百九十四条の二、第二百九十四条の三、第三百条の二、第三百三条及び第三百四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号中「並びに第五十三条第一項第八号」を「、第二百二十七条の二第三項第十二号並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第十号」に、「第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三」を「第五十三条第一項第二号」に、「第百七十九条第一項第七号並びに」を「第百七十九条第一項第七号、第二百二十七条の二第三項第十一号、第二百三十四条の二十一の二第一項第九号及び」に改める。

第十一条第六号中「第五十三条第一項第一号から第四号までに定める書面」を「第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面（第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあっては、特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）の解約による返戻金がないことを記載したものに限る。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第八号に定める書面（特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載したものを除く。）を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

第十一条第七号イ中「第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三」を「第五十三条第一項第二号イからハまで、第二百二十七条の二第三項第十一号イ及び第二百三十四条の二十一の二第一項第九号イ」に改める。

第二十条の十二第三項第三号中「設立時監査役をいう。」を「設立時監査役をいう」に改める。

第五十二条の十三の十二第二号ニ中「（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十三条第一項を次のように改める。

保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　第七十四条第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

二　基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ　基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ　基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ　その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

三　生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四　保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条